

「学問」はこんなに

おもしろい!

憲法・経済・商い・ウナギ

星海社編集部



活きのいい若手教官による

「学問入門」!



「学問」はこんなにもしろい！

憲法・経済・商い・ウナギ

星海社編集部

星海社

49



SEIKAISHA  
SHINSHO

序 章

僕たちの  
“新しい学び”のために  
3

第 1 章

木村草太先生に  
“法学的考え方”を学ぶ  
17

第 2 章

青山潤先生に  
“ウナギ”と“海洋学”について学ぶ  
79

第 3 章

安田洋祐先生に  
“経済の本質”を学ぶ  
129

第 4 章

松井剛先生に  
“マーケティングは儲けテイニング”  
の真意を学ぶ  
181

終 章

そして、  
僕たちは学び続ける  
213



序  
章

僕たちの  
“新しい学び”  
のために

大学で、僕たちは何を勉強したのか？

「あのさあ、こないだ課長に「君は大学で、何を学んだの？」って聞かれたんだけど、うまく答えられなかったんだよね……」

そう言つて、星山英人は、目の前のグラスのストローを吸つた。ジンジャーエールに浸かつた氷がぶつかり、ガラスのベルに似た音が鳴る。

最近買ったばかりと思しい、真新しいビジネススーツ、その太もみに水滴が落ちているのを見つ、小さくため息をつきながら手で払つた。

「英人くんは経済学部だから、「経済学です」って答えればいいんじゃないの？」

対面の席に座っている、海野栞奈が、首を傾げながら答える。彼女も同じく、真新しいスーツに身を包んでいる。

「うーん、そういうことなんだけど、そういうことじゃないんだよ」

「え？ それ、どっちなのよ？」

困惑した表情の栞奈。

「あー……だから、うまく答えられないんだよなあ」

英人は困つたように、頭をかいた。

その様子を見て、葉奈は興味を持ったらしい。

「ねえ、それって、本当はどういう意味だったの？ 仕事中に聞かれたの？」

「いや、こないだ、配属された部署の課長に飲みに誘われたんだよ。お酒も入って、空気もまあまあほぐれて、僕の性格も大体わかってきたようなところでの質問だったんだよ」

英人は、当日の様子を思い浮かべながら続ける。

「その空気で課長が聞くんだから、たぶん、専攻した学科とかじゃなくて、もっと本質的な……なんだろう、教養とか？ そういうものを身につけているのかが知りたかったのかも……。でも、僕ってそういうの、全然なくてさ……」

と言って、また英人はストローを強めに吸った。その様子を、葉奈は何か考えるような表情で見つめながら、ハーブティーをひと口飲んだ。

**もっと勉強すれば良かった……という平凡な悩み**

英人は二四歳。社会人の一年生だ。

一浪で入学した都内の名門私大を卒業して、中堅機械メーカーに就職、営業部に配属された。やる気は充分だったが、入社早々から、どうも悶々としている。

栞奈は二三歳。英人と同じく就職したばかりの新社会人だ。

関西の国立大学を卒業して、大手の総合商社に就職。英語が堪能で、複数の資格も持つ才媛さいえんだ。

ふたりは三ヶ月前、新入社員を対象にした異業種交流会で出会った。業種は違うけれど、たまたま海外旅行で訪れた場所が同じだったり、勤務先が近かったりと縁があり、交流会後も連絡を取り合って、悩みを相談しあう友人となった。

もつとも、悩みを相談するのは、一方的に英人の方なのだが……。

今日は、ふたりの会社に近い有楽町の喫茶店で、一緒にランチをとっていた。

ちよつと相談がある、という英人のいつものパターンだったが、今回は、書類の書き方がわからないとか敬語の使い方はどうするとか、小さな悩みではない。

ぼんやりとしているが、本質に関わる問題のようだった。

「あとから、「何を学んできたの？」っていうのは、「君は会社で何ができるの？」っていうことを遠回しに聞かれたんじゃないかと思っただよね。でも、そこでモゴモゴしちゃったっていうのは……ダメじゃんか。課長としては、期待はずれだったんじゃないかって

思って、すごい落ちこんじゃったんだよね……」

その時の様子を思い出したのか、英人の表情は若干憂鬱そうだ。

「どんな本を読んできたのかも聞かれたんだけど、『ハイレベル面接術』とか『秒速で10億円稼ぐありえない成功のカラクリ』しかパッと出てこなくってさ……」

「……そんなの読んでたんだ」

意外そうな表情で、葉奈が呟く。

「いや、『IQ84』も読んだよ！ ワケわかんなかったけど」

「英人さんの読書歴はどうでもいいよ」

「ああっ、そうそう。とにかく、そこで課長に期待されてたような話ができなくってさ、僕って、つくづく教養がなくて、引き出しが少ないなって……」

「なるほど、辛かったんだ」

「うん……。正直、大学入試も就職活動も、それなりの倍率をくぐり抜けてきたって自負があつてさ。それで、自分は他の二四歳よりはデキるって、思い込みがあつたんだよ。でも、やっぱりただの社会人一年生だし、その中でも並以下なんじゃないか……って」

やや肩を落として話す英人を見ながら、葉奈は横髪を耳にかけた。

「英人くん、自信喪失って感じ？」

「まあ単純に言うとなね」

英人はストローを指で弄びながら話を続ける。

「他の同期も、課長に飲みを誘われてるっぽくてさ。あいつら、何話してるんだろ、とか考えると気になってさ。とにかく、いま何もない自分が恥ずかしいんだよね……」

栞奈は微笑んで、背中を椅子に預けた。

「英人くんらしいね」

「まあ、ただのグチなんですけどね……」

英人は背を丸めて、残り少ないジンジャーエールをずるずると啜った。

「清々すがすがしいまでにグチだねえ」

そう言い切る栞奈を、英人は恨めしそうな目つきで見る。

「栞奈ちゃんは優秀だから、こういう悩みにもなっていないようなモヤモヤなんて、わかんないでしょ？ 大事な事を学ばないままに社会に出ちゃったな……って後悔とか」

「そんなことないよ。よくわかる」

そう言って、栞奈はまっすぐ英人を見て話す。

大きな黒目の力は強く、英人はこの視線を投げられると、いつも少しだけ気圧される。

「私も英人くんと似てて、少し鼻にかけてた部分はあるの。英語は誰にも負けない自信あるし、入社してすぐ仕事とは別に資格を取る勉強も始めた。日本なんて小さいマーケットではやってかない、いつか世界で自分を試すんだって、意気こんでたの。意識の高さでは誰にも負けない！ ってプライドだらけだった」

「資格の勉強……すごいねやっぱり君は」

すると葉奈は、小さく首を横に振る。

「でもそんな人、世の中にいっぱいいるのよ。私より英語のできる人も、会社の中だけで何十人もいるし、プロの通訳もいるんだから全然、特別なスキルじゃないの。逆に、資格を沢山持つってても、ぜんぜんデキの悪い人だっていると思うの。このままじゃ、私もそう なっちゃわないかな……って」

葉奈は首を傾げて苦笑いした。そのまま話を続ける。

「本当に仕事で結果を出せる人とか、人格的に尊敬できる人って、資格の有無とかじゃないな、って。軸がしっかりしてるっていうか、ぶれない強さを持つてる人だと思うの。自分は語学とか資格とか、外見を整える事にこだわって、馬鹿みたいだなって。だから今、

すごく焦ってる」

「そっかあ。栞奈ちゃんでも悩むんだ」

「当然でしょ」

英人は、頭の後ろで手を組んだ。

「軸のしっかりしてる人って、何だろうね。どうやったら、そうなれるんだろう」

「共通してるのは、みんな頭がいいの。知識ももちろんだけど、独自の考え方を身につけてるといふか……。でも、それにこだわらずに、こういうのもあるよって……。とにかく、考え方が柔らかいのよ」

「なるほど。引き出しの多さとか、バックボーンとしての教養があるんだね」

「うん」

「それがないと僕らみたいに、いろいろ手詰まりになって、落ち込むんだよねえ。単位を効率的に取る事とか、考えなきゃよかった。はあ、もっと大学でしっかり勉強しておけば良かったなって、今になって思うよ……」

「そうよね。大学での学び方って、もっと他にあったのかも知れない。その気になれば、他の学部の授業だって履修できたわけだし、時間も沢山あったから、興味のない分野の本

だって読めば良かったのに……」

と英人と栞奈は、同時に小さく肩を落とした。

自分たちは、それなりに色んなものを身につけたつもりでいた。けれど、それは幻想に過ぎなくて、実際は空っぽなんじゃないか？

そういった不安に、ふたりともとらわれているようだった。

もういちど、大学に行こう！

すると、隣のテーブルに、英人と栞奈よりもさらに新しいパリパリのビジネススーツを着た男子がふたり座った。就活中の大学生のようだ。

おもむろに企業の訪問パンフレットを取り出し、水が来る前に、顔を付き合わせて真剣に話し込んでいる。その様子をちらりと見て、英人が呟く。

「僕らの一年前の姿だね……。あそこから、まさか就職した後には、ガクンと自信をなくしちゃうなんて想像もしなかったよ」

「そうね……。私さ、大学のサークルの後輩に、「OB訪問に行きたいです」って言われているんだけど、今のままじゃ、何もアドバイスできる事がないなって……」

「今は大学でしかできない勉強をしたほうがいいよ、って言うしかないね……」

英人が苦笑しながらそう言うと、栞奈は口を半分開けて、動きを止めた。その間、瞬きもしないでジッと目を見つめたままなので、英人は動揺する。

「……ど、どうしたの？」

「それよ！ 勉強したらいいのよ」

「へ？」

栞奈は、横髪をしっかりと耳にかけて、身を乗り出した。さらに顔が近づいて、英人は慌てて身を引いた。

「私たちは今、「自分たちは空っぽかも知れない」「大学でもっと勉強すれば良かった」って気付いたわけでしょ？ だったら、もう一度大学に行けばいいのよ！」

「えっ？ それって、社会人入学ってこと？ でも、そんな時間もお金もないし……」

英人がそう言うと、栞奈はかぶりを振った。

「違うの、そうじゃなくって……大学の先生に、話を聞きにいけばいいんじゃない？ 正直、私たちの悩みって、まだ漠然としてて、何をどうしたらいいかわからないじゃない？」

「うん、そうだね……。自分を見失ってるのかも知れない」

英人は頷く。

「私たちの悩みに関するヒントを、貰うことはできないかしら？ 大学の先生なら、沢山の学生を社会に送り出してこられた人ばかりだし、色々なケースを知ってるんじゃないかと思うの」

「なるほど……そうかも知れない。考えてみたら、僕たちって少し前まで大学生だったんだから、困ったらまた大学に戻って、いろいろ聞いてくればいいんだよね」

「うん！ 勉強、やり直そう！ 一緒に大学に行こうよ。勉強する友だちが隣にいたら、内容も深まるよ」

先ほどまでの落ち込みはどこへ行ったのか、ふたりとも、希望を見出して俄然テンションが上がったようだった。

### 学問に触れ、知識の使い方を学ぶ

「ところで、どこの大学の、なんて先生に聞きたいの？ 正直、見ず知らずの僕たちに、アドバイスをくれる先生なんて思いつかないんだけど……。誰か心当たりある？」

「うーん、そうね……。そこは、丁寧をお願いをしてみるしかないんじゃないかな？」

「だよねえ……」

英人は腕を組んだ。その様子を横目に、葉奈はスマホを出して操作する。

「……ねえ、例えばこの先生とか、どうかしら？」

ややあつて、葉奈は英人にスマホの画面を見せた。

首都大学東京のウェブサイト、木村草太きむらそうた准教授の紹介ページだ。

「木村草太さん……なんか、聞いたことあるかも」

「木村先生は憲法学者よ。たまに、テレビにも出てらっしゃるわ」

葉奈はイメージ検索に切り替えて、木村先生の写真を表示する。それで、英人はピンと来たようだった。

「あつ、ソフトモヒカンの先生だ！ テレビで見た事ある！ うん、ちらっと見ただけだけど、優しい語り口で、話も面白かったような記憶があるね」

「木村先生なら、相談に乗って下さらないかしら？ 私たちって、法学については初心者もいいところだけど、伝統的な学問の専門家から、研究内容を教えてもらうことで、一〇年とか二〇年とか、乗り越えていける強い軸のヒントが見つかるんじゃないかな」

「なるほど、確かに……」

「それに、木村先生のような若手の大学教官なら、学問の最先端で日々研究もされてるはずよね。私たちの仕事にも生かせるような何かがあるかも知れない」

英人は感心した。自分なら、大学教授に話を聞きにいくとすれば、ちよつと人より知識が増えて得するな、ぐらいいの発想しか出てこない。

同い年とは思えない、葉奈の先を見通した考え方と成熟した思考に、頼もしさを感じる。仲良くなっておいて良かった、素晴らしい相棒だと、あらためて思った。

ニヤニヤと葉奈を見ていると、怪訝な顔をされた。

「な、なに？」

「いやゴメン。葉奈ちゃんの言う通りだよ！ 土日とか利用して、スケジュールを組もうよ。まずは木村先生に、お会いいただけるか連絡してみよう」

幸い、木村草太先生のブログには、メールアドレスが記載されていた。

「わかった。スケジュールリングは、私がやっていい？」

「え？ いいの？」

「やってくれるんだったら任せるけど……。どの先生にお話を聞きにいくか考えて、連絡先を調べて、オフア―して、日程を決めて、インタビュー場所までの交通ルートを調べて、

質問を考えて、お礼を用意して……っていうの、全部任せてもいいんだったら」

「お願いします！ 栞奈さま！」

と食い気味に、英人はテーブルに額をこすりつけた。その様子を、隣の就活中の男子学生ふたりが、「何だ？」という顔で見る。

「ええ、いいわよ。一緒に、勉強しましょ」

栞奈は、にっこり笑って八重歯を見せた。

就職したばかりで、自分の身につけた知識・学問の生かし方が分からず、自分を見失ってしまっているふたり。しかし、自分たちが巣立ったばかりの大学という場所を見直す事で、ふたりは希望を見出した。

果たして、若手大学教官⇨ジセダイ教官へのインタビューを通じて、ヒントを見つけ、迷いを断ち切り、生きていくための軸⇨教養とは何かを知る事はできるのだろうか……。

こうして、ふたりの旅がはじまった――。



第一章

木村草太

先生

に

“法学的考え方”  
を学ぶ

# 木村草太先生

1980年横浜大生校  
首都大学東京准教授  
南大沢キャンパス

## 憲法学者

あー！

### \*聞きたいこと

- 専門外の憲法の話  
優しくてわかりやすく教えていただけるのでは？
- 法学ってどんな学問なのか？
- 大学を出てから、どうやって専門の学問を生かせるのか？

ちゃんとテレビでできるか  
ちゃんと配信……  
英米人が失礼なことを  
言わないか

沢山！

### 著書

- 憲法の急所
- 木村草太准教授の法学入門
- イラストがわかる憲法の石黒正数さん
- 憲法の倉庫
- テレビで伝えない憲法の話

### テレビ

NHK 日本ジニマ

翌々週の週末——。二人は、南大沢の首都大学東京にやってきていた。

最初に訪ねるのは、若き憲法学者として注目を集めている木村草太准教授だ。

忙しい中、アポイントを快諾し、時間を作ってくれた木村先生に、二人はどんな質問をぶつけるのだろうか……。

### すべては「日本国憲法」から始まった

海野 本日はお忙しいところ、押しかけてすみません。

木村 いえ、大丈夫ですよ。こういった訪問は初めてで、ちょっと緊張していますが……どうぞよろしく願います。

星山 週末にお時間をいただいてしまい恐縮です。メールでもお伝えした通り、新社会人として悩みを抱えています……先生の学生でもないのに、厚かましくてすみません。

木村 いえいえ、どうか気にしないで下さい。私も、法学部生以外の若い方と接する機会は少ないので、新しい刺激になればと思っっていますから。

海野 ありがとうございます。本当に、法学に関しては初心者ですので、トンチンカン

な質問をしてしまったら申し訳ないのですが……。まず、木村先生が法学に興味を抱かされたきっかけから、お聞きしても宜しいでしょうか？

**木村** そうですね、中学校の二年生ぐらいのときに、「将来は法学部に進もう」というふうに考えました。本屋さんでたまたま日本国憲法の条文をまとめた本を買って「あ、おもしろい」って思ったんです。

**星山** どこがおもしろかったんですか？

**木村** 当時は、先生による生活指導の押しつけやら、同級生との人間関係やらで、日々、ひどく息苦しく感じていたんですね。人と声を合わせて歌う合唱は、かつこ悪く感じましたし、運動神経が悪いので、運動会やマラソン大会も嫌いだ。私はそうした学校行事のたびに、暴力で妨害したりはしないものの、「もっと楽しいことを探すべきじゃないか」と正面から口に出していたんです。

**海野** 失礼かもしれませんが、それは、ちょっと困った生徒ですよ。

**木村** 本当にそうですね。当然、先生や真面目な同級生から「なんでわがままを言うんだ」「なぜみんなに合わせられないんだ」と非難されるわけです。そんなことが続いて

いると、「そういう考え方しかできない自分は、ダメな人間なのではないか」という気持ちにもなるんです。

星山 中学生ぐらいって、そういうのありますね。

木村 そんな時、憲法19条は、ダメな自分が生きていることを許してくれる気がしました。憲法23条も、どんなにひねくれたことでもとことん考えて良いんだよ、と背中を押してくれている気がしました。

星山 憲法が自分の自由を支えている、なんて、考えたこともなかったな。

木村 法律というのは、個人の自由にやっていいことと、学校にいるみんなと一緒にやらなければいけないことを、合理的に決定するために存在するんですね。教育関連の法令を調べてみると、合唱とか運動会にもそれなりの教育目標があつて、ちゃんとカリキュラムに組み込むように指示されているから、嫌でもやらなきゃいけないということがわかります。

星山 そんなことまで書いてあるんですか？

木村 そうなんです。学校の規則にうんざりしている中学生がいたら、規則にもそれな

りの理由があるってことを伝えた上で、それでもおかしいと思うなら、先生に反抗するのではなくて、規則を変える運動をするように、伝えてあげてください。

海野 規則の方を変えるって、ずいぶんスケールが大きいですね。

木村 ええ、それなりに大変だと思います。でも、そういう努力を一人一人がコツコツやっついていかないと、良いルールは作れないんです。ルールと言えば、世の中のルールというものそれ自体に非常に興味を持っていたのも、法学に興味を持った理由の一つです。

海野 どういうことですか？

木村 たとえば学校がそうですが、四月に新しいクラスができると、みんなすごく緊張する一、二週間を過ごすと思うんです。

星山 確かに、緊張する感じがありますね。

木村 なぜ緊張するかというと、いろんなものが決まってる状況だからですよ。誰がリーダーなのか、誰と誰が仲がいいのかということがまったくわからない状態です。そこから、時間が経つにつれてルールができて秩序が生まれてきます。それがすごくおもしろいなと思っていて、それも法律家になりたいというふうに考えたきっかけの一つですね。

海野　すごい！　学校のクラスをそういう視点で見ると中学生はなかなかいいですよ。

### 計画的に法律家を目指す

海野　中学二年生のときに法学を志こころざされたわけですが、法律の勉強というのはいつ頃から始められたのでしょうか？

木村　専門的な勉強はもちろん大学に入ってからですが、中学生の頃は裁判官になろうと思っていたので、まず、どうしたら裁判官になれるのかを調べてみました。裁判官になるには司法試験に合格しなければなりません。そして、その司法試験というのがやたらと難しいらしく、予備校に行って勉強する人が非常に多いということがわかりました。「これは、どこの大学に行くかというよりも、ちゃんと予備校に行って勉強するほうが大事なのかな？」と当時は思ったんですね。

星山　なるほど、司法試験が目標になったんですね。

木村　はい。それで、「大学に入ったら、すぐに予備校の勉強に集中できるような態勢にしたいな」と思ったんですよ。当時の司法試験は、一次試験と二次試験があったんです。

世間で司法試験と呼ばれているのは二次試験のことで、全部法律科目の試験です。一次試験は一般教養の試験で、大学の二年生まで教養課程を終えていると免除されるのですが、受けたければ、小学生でも中学生でも受けられるんです。「一次試験に受かっておけば、逆に大学の教養科目で万が一単位を落としても大丈夫だ」と、考えた私は、高校の頃、一次試験の勉強を始めました。

星山　すごい、超計画的ですね！　なかなかいいですよ、そんな方は。

木村　確かにあんまりいないと思いますけど……私一人ではなくて、ごく少数はいると思いますよ（笑）。

海野　そういえば以前、テレビのニュースになっているのを観た記憶が……。

木村　一次試験を中学生で合格されたというのが最短記録で、ニュースになったことがありますね。

海野　ああ、やつぱり！

木村　「勉強すれば中学生でも受かるのか」と当時は思いましたね（笑）。ただ、かなりマニアックな試験なので対策の本もないんです。受験者が全国で二〇〇人ぐらいしかいな

いので、需要が少ないんですよ。すごく難しかったんですけど、過去問を見て、大学受験の勉強と並行してやっていましたね。

海野 そうして並行して受験勉強をされて、東大の法学部に入学されたわけですね。

木村 司法一次試験を受けて、そのあとにセンター試験を受けて、と戦略どおりに実行していきました。もっとも、司法一次試験というのは、かなりマイナーなルートです。で、やはりきちんと法学部に行ったほうがいいと考えていました。

### 狭き門・憲法学者の道

木村 運良く東大の教養学部文科一類に合格しまして、予備校に通うなど、司法試験の勉強を進めていきました。ところが、勉強していても、あんまりおもしろく感じなかったんです。それで、昔から興味があった憲法学者はどうかと目を向けてみました。しかしながら、どちらが難しいかは別にして、人数としては憲法学者のほうが裁判官よりも圧倒的に少ないんです。

海野 今、日本で何人ぐらいいらっしゃるんですか？

**木村** 公法学会っていう憲法と行政法の先生が参加する学会があつて、現役で活動されている会員が確か一〇〇〇人ぐらいです。6・4ぐらいで憲法のほうが多いので、大学のポストに就いて、憲法を教える方は六〇〇人ぐらいなのかなと思いますけど。

**星山** 憲法概論のような講義を受け持つる先生方とか……。

**木村** そうですね。当然、憲法学者も難しいだろうと思つていたんです。でも、やはり司法試験はどんなに勉強しても面白くなって、自分には向かないと思ひました。大学の二年生ぐらいからは、司法試験には役に立たないような法律の勉強を始めました。

**海野** 司法試験から、憲法学者になるための勉強にシフトしたということですか？

**木村** そういうことですね。だから、大学三年になって本郷キャンパスに移った辺りでは、司法試験を受験する人は受験勉強が大変で学校に出てこないの、代わりにノートを取つてあげたりしながら、司法試験科目ではない科目の勉強をしたりしてましたね。  
**海野** 同級生の方々は、やはり司法試験を目指されてたんですか？

**木村** 当時、東大法学部は一学年六〇〇人の時代でしたけど、やっぱり二〇〇〜三〇〇人、半分か三分の一くらいは司法試験をめざすというような世代でしたね。

海野 皆さん、最終的にはどのぐらい受かるんですか？

**木村** 当時の司法試験の合格者は全体で約一〇〇〇人でしたかね。で、東大で司法試験に受かるのが毎年二〇〇人。司法試験のために一、二年留年する人も含めて、学部在学中に合格するのが東大の中で五、六〇人くらいでしたかね。

星山 ああ、少ないですね。やっぱり司法試験は狭き門なんですね。でも、木村先生は更に狭き門である憲法学者を目指された。

**木村** 門がどんなに狭くても、通りたい人が少なかったり、自分にすぐ向いていたりすると、それほど狭くは感じなかったりもしますが、それなりに大変だったとは思いますが。当時の東京大学には研究者になる道は二つありました。一つは東京大学法学政治学研究所という大学院に行くというコースがあります。あともう一つ、当時の東大は非常にユニークな制度があつて、学部を出てすぐに、助手（現在でいう助教）にすると、コースがあつたんです。

星山 それは、どういう選抜が行われるんですか？

**木村** 志望者の中から、成績上位者が採用される形ですね。助手になれば給料をもらい

ながら勉強ができるので、難しいですがそちらのほうが人気でした。私もそのコースに応募してみようと考えたんですが、学内成績が相当よくなきゃいけない。今の東大法学部の学生は、ロースクールをめざそうとすると学内成績がかなり大事なもので、すぐく学部試験も勉強するんですけど、当時はもう少し緩やかで、学内成績よりもとまかく司法試験の合格を目指す人が多かったです。おかげで、なんとか助手になることができました。

**星山** 助手になられると、例えば授業の手伝いのようなお仕事があるんですか？

**木村** センター試験の監督や、研究会の準備作業などには駆り出されますけど、当時の東大法学部の助手は、授業に関連する業務は基本的にはしなかったです。研究に打ち込める環境を用意して頂いていました。そのかわり、任期は更新なしの三年間です。

**海野** では、その期間に次のポストを得るために研究に励まないといけないんですね。

**木村** そうです。博士論文相当の論文を仕上げることっていう義務があるんです。

**海野** 三年で博士論文相当というと、大学院に進むより時間的に厳しいのでは？

**木村** 大学院に進むと修士二年、博士三年なので、そういうことになりますね。修士から助手になるっていうこともできるので、助手になれる成績があっても、まずは修士で

2年頑張ってみなさいという指導をされる先生もいました。

**星山** 基本的な質問なんですが、法学では博士論文をちゃんと博士課程在籍中に上げられる人っていうのは、何割ぐらいなんですか？

**木村** 割合としてはわかりませんが、そんなに多くないですね。私の先輩に博士課程三年で博士論文を出して博士号を取った方がいらっしやるんですが、憲法専攻では十数年ぶりの快挙とのことでした。休学されたり、就職後に博士論文を書く方も多いですね。

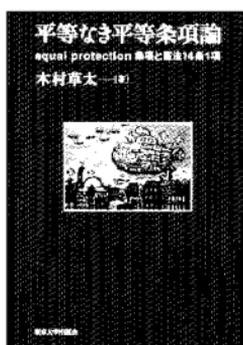
**星山** やっぱりそうなんです。ところで、木村先生は助手論文は……。

**木村** 私は三年で書きました。二〇〇八年に公刊された『平等なき平等条項論』という本ですね。

**海野** こちらは元々、一本の論文として書かれたんですか？

**木村** 助手論文はモノグラフィ、単一テーマで一本でないといけないんです。二〇万字前後が標準、一〇万字以上というのが要件だったと思います。

「まずは大きいものを書きなさい」というのが東大の方針でした。この助手論文を書いて、首都大学東京に採用していただいたという、そういう経緯になります。



『平等なき平等条項論』  
木村草太 東京大学出版会

海野 それが八年前ですか？

木村 八年前ですね。三月に助手を任期満了で退職して、その秋に二六歳で准教授としてこちらに赴任してきました。

星山 二六歳で准教授、すごいですね……。僕、今二四歳なんですが、あと二年で仕事で成果を出せるのか、目の前が真っ暗に……。

海野 ちよつと！ ヒントをいただきに来たのに、逆に絶望しちやダメでしょ！

正しく、かつ分かりやすく伝える

海野 憲法学者になるというのは、大学の教官になるということでもありますよね。

木村 そうですね。

海野 とすると、後身の育成っていうのも大きな仕事になってくるのかな、と思うんです。たとえば授業をされるに当たって、何を念頭に置いてらっしゃるんですか？

木村 やっぱり、まずは伝わる言葉で話すということですね。大学でのお勉強ですから、非常に難しいことを教えなくてはいけません。「難しいもの」を「不正確だけど、な

んとなくわかった気にさせてくれるもの」として話すことは簡単かもしれませんが、でも、それではいけないですよ。正しく伝えることは必須です。正確さをたいせつにした上で、一番わかりやすく、ということですね。

**星山** ああ、それは僕みたいな出来の悪い学生にとってはすごくありがたいです……。木村先生は、授業のコマとしてはどういうものを持たれているんですか？

**木村** 今年は、学部の方で教養科目や専門科目の憲法と、専門科目の情報法。法科大学院でも、憲法や情報法を教えています。あとはゼミですね。ゼミは楽しいですが、本当に神経を使います。

**海野** 憲法は、法学部の中ではやはり人気のある科目なんでしょうか？

**木村** 法学部の中では、憲法は基本科目なので必修科目です。法科大学院や国家試験を受けるという人にとっても、受験科目に憲法が入っていますから、法学部以外でも受講生は多いです。資格取得に必要なだからというのとは別に、憲法に出てくる内閣総理大臣・国会・基本的人権などの概念は公民で習うので、取っ付きやすいと思われる方も多いですね。ですから、ゼミとしての人気も高いと思います。

星山 ということは、実は難しいということですね。

木村 そうですね。入り口は広いですけど、入った後は、非常に難しいと思います。

海野 憲法のカリキュラムはどうなっているんですか？

木村 ほとんどの国の憲法の条文は、「国民の国に対する権利」を規定した部分と、大統領や議会などの「統治機構」といわれる国の組織について書いた部分があります。それを1部と2部に分けて六単位ぐらいのカリキュラムにすることが多いと思います。首都大の場合は憲法1部で「権利」のほうをやって、2部のほうで国会、内閣、裁判所、地方自治、国民主権、天皇といった「統治機構」を扱いますね。

星山 憲法学者の先生方にも、それぞれ専門があるんですか。

木村 ありますね。もちろん全領域を研究しますけれども、歴史の先生がこの時代が専門だというのがるように、思想良心の自由、表現の自由、生存権といった特定の条文の専門家、国会の専門家や内閣の専門家、いろんな方がいらっしゃいます。

海野 ところで、卒業したあと、憲法とかかわる仕事をしていく人っていうのは、どのぐらいいらっしゃるんですか？

**木村** 憲法に限らないことですが、ほとんどの思いいますね。たとえ弁護士や裁判官になったとしても、憲法にかかわる事件を扱うというのはほんとは稀まれですから。民間企業に就職すると、そういうことはほとんどないと思いますし。

**星山** そうですよ。法務部でも、憲法とかかわることって、あんまりなさそうですしね。

**木村** そうですね。憲法がかかわるということは、人権侵害が起こっているわけで、そういうことがあれば一大事ですからね（笑）。ところで、星山さんは学部はどちらですか？

**星山** 経営学部です。でも、今は営業部なのであまり関係がないような仕事ですね……。

**木村** なるほど。私は、憲法のみならず法学を学ぶことで身に付けた考え方というのは、どこへ行っても役に立つもの、必要なものになると思っています。面と向かってそうはおっしゃらなかったかもしれませんが、星山さんの指導教官の先生も、経営学の視点・考え方は、応用が利くものだと考えていらっしゃったかもしれませんよ。

**星山** ああ、そうかもしれないですね。いや……いままで、全然そんな風には考えた事もなかったです。とにかく、効率よく単位を取ろうというのを優先させていました。

**海野** 私も似たようなところがあって、英語や資格の勉強ばかり優先していました。

**木村** もちろん、語学はとても重要ですし、資格が役立つ場面も多いとは思いますが。単位を効率よく取得する要領の良さも、時には必要ですね（笑）。けれど、それ以外の部分、学問の学問たる所以ゆえんの部分に役に立たないかというところ、そんな事はないはずですね。ですから、そういう「一見役立ちそうになく、そして難しい部分」も含めて、正しく、かつ分かりやすく伝えるのが責務だと思っっているんです。

**星山** 今のお話、もっと早く聞いていれば良かったです。

#### 平等とは何か

**海野** 先ほどのお話を踏まえて、いよいよ専門についてお話を伺っていききたいなと思うんですが、憲法の中で木村先生の専門領域というのはどの辺りになるんでしょうか？

**木村** 今のところ、平等権ということになっています。助手論文のテーマもそうでした。海野 平等権について研究するというのは、どういうことなんでしょう？

**木村** ほぼどこの国の憲法にも「国民は法の下に平等である」あるいは「何人も法の下に平等である」という条文があります。その条文の内容を説明していくこと、つまり、

「国がどういふことをやっておつて、どういふことをやると不平等になるか」といふ部分を研究します。

星山　というと、「一票の格差」などもかかわってくるんでしょうか。

木村　もちろんそうです。一票の格差訴訟というのは、まさに平等権の侵害が争われる訴訟ということになります。最高裁判所も違憲だと判断しましたね。

星山　違憲状態を解決するためにどうすればいいのか、といった研究されるのですか？

木村　いえ、実はそうではなく、我々はまず、「平等とはどういう状態か」ということを研究しているんです。「一人一票投票できるだけでは、平等とはいえないのか」「一票の格差がある状態というのは、ほんとに不平等なのか」というところからはじめるわけですね。つまり、具体的に選挙区割りをどうするか、というようなことから距離を置いて、施策や理論としてどうすべきかを考えるのが、研究の主な内容ということになりますね。

星山　そうなんですな……いや、面白いです。

海野　「平等」といふ言葉は法律の世界では専門用語で、しかも訳語だと思ふんですが、日本とアメリカにおける意味といふのは違ってきたりするんでしょうか？

**木村** そうですね、そもそも条文の規定・言葉自体がかなり違っているんです。アメリカの憲法だと、いろんな歴史的な経緯があつて「平等な法による保護を奪つてはいけない」という条文になっています。

**星山** 「平等な法による保護」？

**木村** 「equal protection of law」を奪つてはいけないという言い方をしまして、日本の場合は、「法の下に平等である」と。これはドイツなんかに近い規定の仕方ですね。

**海野** 日本は当時アメリカの占領統治下にあつたわけですが、どうしてアメリカ式にならなかつたんでしょう？

**木村** アメリカ式にしようという動きもあつたんですけど、日本の法学の基盤はやはりドイツにあるんですね。特に憲法は、ドイツの憲法を参照しながらつくられていました。  
**海野** 明治以来の学問的な伝統ということでしょうか。

**木村** そうだと思います。専門的には、「法の継受<sup>けいじゆ</sup>」という言葉が使われますが、条文だけではなくて、条文の理解の仕方、いわゆる「解釈」の手法も、ドイツ流を受け継いで、発展させてきたということもあります。日本の平等条項（憲法14条）がなんでそうなつ

たのかは、起草段階の資料をいろいろ調べても、よく分からない部分があるのですが、おそらく当時の一般的な条文をいろいろ見比べたんだと思います。アメリカの条文のほうが世界的に見て特殊な規定なので、そちらを採らなかつたということだと思えます。

海野 入り口部分に当たる「平等」という言葉だけで、こんなに深く面白いですね。

「解釈」とは何か？

海野 あの、「解釈」っていうのが疑問なんです。先日、内田貴<sup>うちだ たかし</sup>さんの『民法改正』を読んだときに、「民法は改正したほうがいい」「解釈で回ってるんだから必要ない」という議論があつたと書いてありました。その、「解釈で回る」というのがよく分からなくて。

木村 ああ、そうですね。

海野 法における「解釈」ってどういうことなのでしょう？

木村 そうですね、少し長くなりますが、先ほどのアメリカが平等条項について特殊な規定の仕方をしている理由を例にお話ししましょう。実は、アメリカ憲法の平等条項は、



『民法改正』  
内田貴 筑摩書房

もともとは平等条項ではないんです。

星山・海野 えっ!?

**木村** 南北戦争の後に奴隷が解放されて、市民になりました。政府は、市民権がきちんと守られるように、プロテクトしなければならなくなっただけですね。

海野 市民権って、どういうことですか？

**木村** 奴隷は誰かの所有物です。だから、自分の車を好きに運転したり、売買したり、あるいは、壊したりしても誰にも文句言われないように、所有者が奴隷を無理に働かせたり、売買したり、あるいは殺したりしても、基本的には、誰も文句が言えないのです。市民というのは、誰かの所有物ではなく、権利の主体として自分の意思で行動する自由を持ちます。自分の権利が侵害されれば、権利が守られるように公権力に訴えられます。こういう風に、好きなものを買ったり、好きなことを言ったり、好きな人と友達になったり、といった自分の意思で自由に活動できる権利、それに、その権利が侵害されたら、権利を保護するように求める権利を市民権と言います。

星山 そんな当たり前の権利がなかったっていうのも不思議ですね。

**木村** ええ、本当にそうです。アメリカの歴史では、解放奴隷が暴力にあつたり、略奪にあつたりしても、警察は動いてくれない、州政府がちゃんとプロテクトをしなかつたという経緯があつたんですね。それで平等条項がつくられたんです。各州はきちんとして、白人と平等にプロテクトしなきゃいけない、という意味でつくられた条文なんです。ですから、元々は権利保護請求権、警察とか裁判所はちゃんと権利を保護しなければならぬ、市民は保護を請求できる、という権利の条文だったんです。

**海野** そういう重大な権利を確認するために憲法を改正したということですか？

**木村** はい。人が生きていくうえで絶対に大切だと思ふ権利は、時代と共に増えていく傾向があります。それまで「仕方ない」と思っていたことも、社会が成熟してくると、やはりそこはちゃんと権利として保護すべきだ、という意識が生まれることはたくさんありますよね。アメリカではそういう時に、それまでの憲法に第〇修正という形で、追加しているのです。州の平等条項が入ったのは第14修正と言ひまして、14回目の改正ですね。

**星山** アメリカの憲法って何回も変わってるんですか？

**木村** ええ、アメリカは連邦制なので、中央政府と州政府の権限分配の変更があるとき

などにも、憲法の改正が必要なんです。日本なら地方自治法などで定めるような、細かいことも憲法になっていきます。

海野 第14修正は、プロテクトの請求権から、平等を求める権利に変わったのですか？

木村 そうなんです。現在は equal protection clause の protection という言葉の意味がほとんど形骸化<sup>けいがいか</sup>していて、プロテクトではない場面でも使われる条文になっています。equal のほうに比重が寄ってきて、「法律における取扱いが平等といえなくてはいけない」という条文として理解されています。条文は変わっていないのに、つくられた当時と今の条文の意味を見比べてみると、全然違うんです。だから、そこから出てくる結論が違っている。それがまさに「解釈」で対応しているということですね。

海野 私、アメリカに短期の語学留学をした事があるんですが、アメリカの憲法が何度も変わっていることや、背後にアメリカの歴史があるなんて事、全く知りませんでした。

グレー だったらどうするべきか？

星山 僕たちの生活にも、解釈が関わってくることはありませんか？

**木村** あると思いますよ。例えばですが、契約の文言で、人によって意味の理解が違うということとはよくあることですね。

**星山** ああ、そうですね！ 営業をしていても、契約書を交わすときに理解に少しブレがある場合がありますね。

**海野** 異業種交流会で出会った、出版社に勤める友人に聞いたんですけど、著作権法も解釈によって回ってる部分が多いみたいですね。

**木村** そのようですね。出版の世界では、情報技術の革新によって新しいメディアが出現していますから、恐らく著作権法の改訂は、メディアの更新に間に合っていないと思います。そうすると、解釈でまわる、ということになるんですね。

**海野** その友人が、ある案件で法務部と相談をして、グレーゾーンだと言われたらしいんです。「できれば思いとどまって欲しい」と言われたそうなんです。グレーゾーンってというのは、法的にはどういう状態なんでしょう？

**星山** グレーゾーンって言葉、日常的にもよく使うけど、法的にグレーってちょっと不思議だね……。

**木村** それは恐らく、裁判所に行ってみないとわからないということだと思います。ですすので、やはり法務部の「思いとどまって欲しい」というのが正しいと思いますよ（笑）。  
**海野** やっぱりそうですか（笑）。

### 法学精神と「裸の価値判断」

**星山** あの、先ほど仰った、「法学を学んで身につけた考え方は、どこに行っても役に立つ」というところがすごく気になっていまして、もう少し詳しく伺いたいのですが……。  
**海野** 私も気になります。お願いしてもいいでしょうか。

**木村** ええ、そうですね……何事もルールに結びつけて考える「法学精神」みたいなものでしょうか。

**星山** 「法学精神」、ですか？

**木村** 例えば、「危険な乗物を入れてはいけない」という公園の立て札があったときに、「自動車はダメだろう」というのは、誰でも思いますよね。では、「自転車はどうか」「みたいな部分で、いわゆるグレーゾーンというのが生じるわけです。グレーゾーンについ

てどういう理由づけで結論を出すべきか、様々なアプローチがあります。立札の文言やルールと無関係に、「自転車それ自体を公園に入れていいかどうかだけを判断すればいいじゃないか」っていう考え方もあります。これを法学では「裸の価値判断」と呼びます。海野 「裸の価値判断」？

**木村** 何の根拠もなく、単に主観的に価値判断をしているからそう呼ばれます。しかし、それでは人々と判断を共有できない。だから、文言に注目して「危険な乗物」の「危険」というのはどういうことをいのか考えようとか、あるいは、これまでは乳母車うばぐるまは入れてきたけれども、バイクは入れてこなかったみたいな前例を踏まえて、自転車をどちらに近しいものと説明できるかと考えようとか。

**星山** ああ、なるほど。それは合理的ですね。

**木村** グレーゾーンなんだけれども、文言の理解を突き詰めたり、似通ったルールを調べたりして、しかるべきルールを導き出し、処理をしようという発想ですね。非常に堅苦しい発想なんです。しかし、そういう発想で物事を処理するというところに、いろんな利点があるわけです。堅苦しいけれど、いろいろな利点のある判断方法を身に着ける

こと。そこに、法学教育の一つの意味があると思いますね。

星山 その利点というのは、例えば？

木村 やはり、納得を得やすくなるというのは、非常に大きなポイントだと思いますね。いきなり「裸の価値判断」を見せられても、その人の個人的な意見と思われるので、納得する人は少ないと思います。そこで、文言であったり、過去の具体例であったり、「普遍的でこれまでにあったルールを適用している」という説得に成功すれば、みんな受け入れやすくなる。

星山 ルールとして運用が可能だということですよ。

木村 ええ。運用する側にとっては、絶対に欠かせない視点ということになりますね。

星山 なるほど、おもしろいです。たとえば出ることグッと分かりやすくなりますね。

木村 今のは、法学入門や法哲学という科目でよく出てくる例なんです。

#### 法学の面白さはどこにあるか

海野 法学部の学生さんは、やはり最初は司法試験を受けたいと思って来る人が多いん

でしょうか？

**木村** 多いと思います。法律家は魅力的な仕事のひとつだと思われていますし、実際そうでしょうから、そういう希望を持っていらつしやる方は多いですね。

**海野** そういう学生さんが、「あ、何か法学って自分がイメージしていたものと、いい意味で違うな、おもしろいな」って思うポイントって、どういうところにあるんでしょう？

**木村** まず、先ほどお話しした解釈論のおもしろさだと思えますね。法学部の一般的なイメージは、書いてあるルールをひたすら覚えるというものだと思うんですね。ところが、法学部に入ってみると、最初に勉強する憲法、民法、刑法という基本の科目では、いずれも条文をほとんど無視して、理論だけを追っていくということが非常に多いんです。授業を受けていても、正当防衛を規定した刑法36条などは条文自体は三行で終わってしまふんです。しかし、講義は二、三回に及ぶわけですよ（笑）。この言葉はこういうふうに解釈されてきた、こうした事例はどうだ、と。単に条文を覚える作業だと思って法学部に来たのに、理論を展開して、人を納得させるものをつくるんだという、そういうところが驚きでありおもしろさだと思いますね。

海野 そうなると、やっぱり合意とか、納得感みたいなの、そういう部分をどういう文脈で生み出していくかが大きいわけですよ。

木村 そうなりますね。われわれもその部分は、すごく強く考えています。法律は権力にかかわるものなので、権力を行使する以上は納得が得られる形で行使しなければいけない。法という形で権力を振るう以上、多くの人が納得できる公平で、公正なものではなくてはいけないという発想を教え込むというのが法学部の仕事になります。

星山 なるほど、今のお話も、すごく応用が利きそうです。僕が営業部を率いるようになったら、納得できる形で方針を示して、部下がついてきてくれるようにしたいです！  
海野 それ、何十年後の話なのよ！

### 判例は時に、条文に優越する

星山 そういえば先日、僕の大学時代の先輩が原付の「二段階右折」で警察官に違反をとられたんですよ。けど、その交差点は教習所で習うような理想的な形をした場所ではなかったそうなんです。そこで警察官に突っ込んで聞いていくと、そういう場所では違

反を取るかとらないか、現場の判断に任されているということが分かりました。

海野 へえ、そうなんだ。

星山 人によって違う判断をされて捕まったり捕まらなかつたりするのは納得いかないんですが、そうしないと回っていかないというのもわかる。なんとも微妙な気分になっちゃいました。

木村 現実の複雑さに対して、残念ながら条文は貧弱にならざるを得ない、というケースはありますね。そこで現場の判断に違いが出て来てしまう。

海野 そういうところで判例が重要になってくるということでしょうか。

木村 そうですね。判例というのは、具体的な事案で、裁判所が現実に判断を示したものです。厳密には、最高裁の示した判断のうち、公式判例集に掲載されたものを「判例」、それ以外の裁判所の判断は「裁判例」と呼びますが、一般には、下級審のものも含めて「判例」と呼ぶことがあります。判例は、実際に裁判をしたらそういう結論が出た、ということですから、場合によっては、法律の条文よりも重視されます。法律も適用されて初めて意味を持つわけで、裁判所という公権力が示した解釈は、条文と同等と言われ

ばそうとも言えるんです。

海野 判例と言えば、アパートを借りる場合の敷金とか礼金って、普通の生活をしてる人でも接点が多いところですよ。敷金の返却ってはっきりしたルールがないように思えますし、判例を注視している人も多い。その中で、先日出た判例が借り主側に不利なものだとネットで話題になっていたんですが、判例はやはり大きな影響を及ぼすものなんでしょうか？

木村 そうだと思いますね。例えば「敷金を家賃二カ月分以上取ってはいけない」という判例が出たら、それ以上取ったら裁判では負けるということになりますから、当然貸し主のほうは、そんなに取らなくなりますよね。しかし、その分をどこかで取らないと立ち行かないことも多いでしょうから、結果として家賃に上乘せするようになり、家賃相場が大きく変動することも考えられます。このように、裁判所の判断は法律と同様に、社会の人々の行動を変える基準になります。ですから、一つの判例であっても、それは法律を制定する立法作用と同じように非常に大きな社会的影響があるということになりますね。

海野 それがどのレベルの判例でもなんでしょうか？

**木村** もちろん最高裁が出した判例というのは、容易には覆りませんので、最高裁判例の影響は大きいですね。最近の下級審、地方裁判所や高等裁判所っていうのは、いろんな分野でかなり踏み込んだ判断をされることが多いんです。そういう判決は、法律家から見ると、「これは実験的に出して、最高裁の判断を仰ごうとしてるんじゃないか」というような印象を受けるようなものもありますね。

**海野** ひと言で判例といっても、やっぱりグレードがたくさんあると思うんですが。

**木村** ありますね。基本的には裁判所というのは、これまでの最高裁判例、権威のある裁判所が出した判例に従います。知的財産法の分野などですと、その分野を専門的に扱う知財高裁の判断が大きな権威をもちます。また、地方裁判所や高等裁判所の判断でも、非常に明快で優れた理論をしめたものであれば、実務で重視されます。優れた理論であれば、将来の裁判所が、それと同様の判断をする可能性が高いですから。他方、理論の道筋に疑問符がつくような裁判は、将来の裁判所が無視する可能性が高く、それほど重視されませんね。

**星山** なるほど……判例って、かなり僕たちの生活に関わってくる可能性が高いんですね。

## 最高裁は大丈夫なのか？

星山 最高裁の件でちょっと聞きたいことがあるんですが。

木村 どうぞどうぞ。

星山 最高裁の判例って法的にはかなり強いものだというお話でしたが、年間に一万件の案件を最高裁で処理してるというのを聞いたんです。で、裁判官の人数で割ると、ひとつの案件にかける時間が三〇分しかないという。そういう時間で、重要な判断をしなくちゃいけないっていう状態は、憲法の側から見たときにOKなのかと……。

木村 裁判を受ける権利ってありますからね。おっしゃることはわかりますし、最高裁の裁判官は非常に多忙だと思えます。ただ、最高裁は一五人裁判官がいますが、最高裁調査官という人たちがかなりの数います。これはエリート裁判官のポストなんですけど、まず訴訟記録を下読みして、資料をそろえたり、論点を整理したりする、ということもされています。ですので、事件を一五人で処理してるというのは、おそらく正しくないんですね。それから、最高裁判所と地方裁判所・高等裁判所というのは、裁判で判断すべき役割がけっこう違ってきます。最高裁は一から裁判をやり直すわけじゃないんです。

星山 あれ、そうなんですか？

木村 ええ、実は最高裁の審理は「法律審」といって、法解釈だけをする場なんです。もう少し分かりやすく言うと、最高裁判所は、法律を解釈することしかできず、「事実認定をする権限」を持っていないんです。だから、「そのときにAさんが何と言ったか」というようなことを認定することは基本的にはできないんです。それまでの裁判所が、証人の話を聴いたり、証拠物を見たりして確定した事実認定を前提に判断をするんですよ。事実認定をめぐる争いは終わっているんで、最高裁が一つの事件あたりでやるべき作業というの、高等裁判所や地方裁判所に比べれば、非常に少ないということになりますね。

星山 やっていることがかなり違うんですね。

木村 それから、判断しなければいけない仕事も、憲法問題と重要な法律問題に限られています。私も最高裁まで争われた裁判の資料というのをいくつか見たことがありますけど、この事件が最高裁が判断しなきゃいけない争点を含んでるかどうかというのは、比較的容易に判断できるんです。最高裁にかかる事件は何万件とあると言われてますけれども、そのうちのほとんどは、恐らく五分見れば、「これは最高裁とは関係のないもの

だ」と判断できるものだと思います。だから、一件につき三〇分という、「えっ？」と思えますけれども、実は実際に扱わなければいけない件数は非常に少ないんです。最高裁の裁判官・調査官は多忙すぎて心配だと言われたりするの分かりますが、おっしゃるほど危機的な状況でもないと思います。

星山 最高裁の範疇はんちゆうじゃないな、と思った案件はどうなるんですか？

木村 案件はもちろん裁判官が全員見ますけれども、上告棄却ききやくという手続きをとります。星山 そうか。棄却されるわけですね。

木村 棄却の文章も三行ぐらいですからね。「この問題は最高裁が扱うものではない」という趣旨の文章を二〜三行書いて終わりなので、そんなに大変ではないと思うんですね。海野 最高裁は、どうやら英人くん心配されなくても大丈夫みたいだね（笑）。

星山 いや、安心したよ（笑）。でも、今のお話から考えると、裁判をするとしたら最高裁に上がる前に、ケリをつけておかないといけないんですね。

木村 もちろん普通の事件は、最初の地方裁判所でしっかり争わないと、ダメってことになりますよね。もっと早く出せるはずだった主張や証拠を後から出そうとしても、遅

れたことに合理的な釈明ができないと、「今さらそんなことを言うのはずるい」といわれて、裁判所が何も聞いてくれない、なんて危険もありますから。

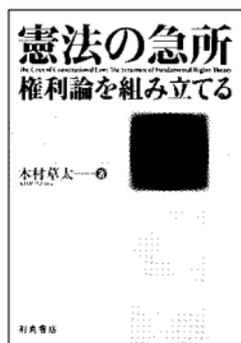
星山 裁判って時間がかかるイメージがありますが、最高裁はそういうものなんですね。

木村 ええ、ほんとに時間をかけてやらなきゃいけない難しい案件だけをやる、ということですね。そうでないものは簡単に切られてしまいますから。まともな文章を書いてくれる最高裁の案件にかかわったことのある弁護士って、そんなに多くないと思うんです。

星山 それはもう、テレビで報道されるような大きな事件っていうことですね。

### 『憲法の急所』について

海野 木村先生のご著書のお話をうかがいたいな、と思うんですが、まずは『憲法の急所』についてお聞きできましたらと思います。これは、簡単にいうとどういう本なのでしょう？ 前著『平等なき平等条項論』とはどう違うんですか？



『憲法の急所』  
——権利論を組み立てる』  
木村 草太 羽鳥書店

**木村** 『平等なき平等条項論』の方は、タイトルの通り、日本国憲法14条とアメリカ憲法の第14修正、つまり人権論の中でも平等条項に限定して議論したものです。『憲法の急所』の方は、サブタイトルが「権利論を組み立てる」となっているのですが、憲法の定めている諸々の権利、つまり人権論全体について、どういう風に主張を組み立てるか解説したものです。前著に比べると、より広い範囲を扱っています。

**海野** 包括的なんですね。

**木村** ええ、どちらも、統治ではなく人権論の本なので、憲法の本棚をつくるとしたら、同じ列には入りますね。ただ、『憲法の急所』は、学術研究を突き詰めるいわゆる研究書とはちょっと違って、演習書という位置づけです。主に法科大学院生や法学部の三・四年生の方が、憲法の教科書は一通り理解できたことを前提に、憲法の事例を扱って、演習をするための本です。

**星山** どおりで……難しいな、と(笑)。先週購入して、読もうと思ったんですが、理解できませんでした。おかげで、新書三冊に辿り着けませんでした……。

**木村** 難しいと思います(笑)。新書からお読みいただいた方が良かったと思います(笑)。

星山　そうですね……。「だめだ、全然わかんない！」と思いながら、ただ何か、おそろくすぐく実際に使いやすいようになってるんだろうなという匂いだけは感じました（笑）。

木村　今の司法試験では、かなりの長文で、具体的にこんな状況になった場合に、あなたが原告側の弁護士として権利を実現しようとするならどんな風に議論を組み立てるか、裁判所ならどんな判断をするかを聞かれます。なので、それに応えられるような思考力を鍛えられるように、長文の演習問題と、それを解くために必要な思考過程、さらには論証例——解答例のようなものですね、が付いています。私が首都大に赴任してきてすぐに法科大学院で講義をさせていただくことになって、演習書を使う必要があるわけですが、これまでの本にはやっぱりいろいろ不満があったんです。それで何か工夫をした本ができるのではないかと思ったのがきっかけです。

海野　教壇に立つて必要性を感じた本なんですね。

木村　これまでの法科大学院生向け、あるいは法科大学院以前の法学部生向けの演習書は、問題は付いてるんだけど、その解説が問題を解くために十分な形になってないという不満がありました。学生としては、「いろいろ難しい議論があるのは分かるけど、結局

どうしろと？」と言いたくなるのも無理はないな、という感じだったんです。問題をきちんと解けるようにするには、こういう本じゃなきゃいけないんじゃないかと思いました。海野 東大生協の売上げ一位になったという記事をネットで見たのですが、だから法学を学ぶ学生さんたちから喝采かつさいをもつて受け容れられたんですね。

**木村** そういう共感はあったと思います。書評してくださった先生も、この点を評価してくださっていたのは、ホッとしましたね。

**星山** 司法試験では、予備校に通う人が多いって、おっしゃっていましたよね？

**木村** はい。司法試験予備校がすごく発達をしていて、演習書というと、やはりその予備校から出されている本がメジャーなんです。講師の弁護士さんたちが書かれた本は、確かに学生さんに寄り添って、非常に読みやすく、わかりやすく書いてあるし、おもしろい本が多いんです。ただ、やはり学者の立場から見たときに、「ちよつと情報が古いな」とか、「ここはもつとおもしろい学説が出てるんだけど、それはぜひ教えてあげてほしいな」という部分がいろいろありました。ですので、予備校の方々に負けないくらい面白く受験のためになる、かつ最新の学術水準を踏まえている本を書いてみたい、とい

う趣旨で書いた本ですね。

星山 すごく意欲的な本なんです。

海野 予備校の書き手の方は、新説を取り入れるのは遅くなってしまうんですか？

木村 最新学説を知るには、やっぱり専門に勉強していないといけなくて、予備校の先生は弁護士と兼業されている方も多いですし、一人でいろんな科目を教えている方が多いんです。そうになると、教科書を比較して読むところまではしても、なかなか専門論文を集中して読むという時間は取れないと思うんですね。

海野 「最近の論文で、何か新説が出てるかな……」というようなことをやっている余裕はないということですね。

木村 おそらくないと思いますし、あったとしても、「これが正しい学説の理解だ」というふうに言いにくい立場におられるので、結果として、ちょっと古めの説で書かれる方が多いと思います。

星山 例えば、何年も前に「縄文時代の遺跡から水田の跡が発見された」という報道があったけど、教科書では未だに「水稻耕作は弥生時代に始まった」となっている。学校

の先生は、教科書の通りに教えました……みたいなことですよ。

**木村** そういうことが多いわけですよ。

**星山** でも、研究者の目から見れば証拠は出ているわけですよ。

**木村** そうですね。そもそも専門課程としての法科大学院を設立した目的には、実務家の卵に最新の学説を勉強してほしいということが含まれています。そこで、そういう方にぜひ新しい学説、あるいは、最近では学会ではすでに常識になつていゝるんだけど、まだ教科書レベルになつてきてないような学説を知つてほしいという意識がありますね。

**星山** やっぱり法学の世界でも、教科書が書き換わるには、五年一〇年単位の時間がかかるんですか？

**木村** もちろんそうですね、やはり教科書を書かれる先生つていうのは、非常に大家になつてから書かれますので、われわれの世代の言葉として、われわれの理解を届けるといふのは、だいぶ先になつてしまふと思ひますね。

**海野** お年を召した方が書く利点というの、あるとは思ひますが、そういうものしかないのはバランスが悪いですよ。

**木村** ええ、それを補うという意味で、ぜひ読んでいただきたいと思うんですね。前書きにも書きましたが、法科大学院生の方はもちろん、法学部で憲法の基礎を一通り勉強された方であれば、読みこなして頂けると思います。この本の中で紹介している例ですと、最近社会的な 이슈 になってきている日の丸、君が代の問題があります。

#### パワハラとしての日の丸、君が代問題

**星山** 日の丸、君が代の問題というと、小学校の入学式なんかでの扱いですか。

**木村** そうです。起立しろとか、歌えとか、ピアノ伴奏しろといった業務命令に対して、教員がそれを拒否するケースがいくつか出てきていて、裁判にもなっているんですが、典型的な憲法学の反応というのは、「これは思想・良心の自由の侵害だ」という主張です。

**星山** 僕、残念ながらそこはあまり共感できないんです。

**木村** いや、まさにそうなんですよ。その争い方というのは、非常におかしいと私は考えます。社会に向けて発信したときに、説得力がないと思うんです。学校の先生が業務として命じられた、入学式での起立や君が代の斉唱といったものについて、保護者や、

児童・生徒の前で職務命令を公然と拒否しているわけです。それを思想・良心、自分の自由だからって主張しても、おそらくみんな「何を言ってるんだ？」と思うのではないでしょう。警察官が個人的な信条に基づいて、「やっぱりこの犯人は捕まえたくない」と言ってるのと同じで、不審に思う方の方が多いと思うんですよ。

海野 私もそうですね、おかしいと思います。

**木村** 私が提案している理解の仕方というのは少し違います。事例をつぶさに見ていくと、その先生が日の丸、君が代に反発する気持ちを持っていることを理由に、あえて厳しい状況に追い込んで、いじめをしているようなケースもまま見られるんです。他の先生にピアノ伴奏をお願いするなど、代替手段がいくらでもあるのに、あえて「ここにいろ」「ここで起立しろ」ということを言ってる。これは君が代、日の丸でやると、問題状況が分かりにくくなるんですが、こんな例を考えてはどうかと思うんです。例えば入場の音楽が『となりのトトロ』のテーマ曲「さんぽ」だったとします。「歩こう歩こう、私は元氣」という歌詞について、障害者の子どものことを考えると、とてもその場にはいられないと考えるてしまう先生がいたとき、その先生に対して校長が無理やり命令を出し

たら、恐らくパワハラと認定されるんじゃないかと思うんです。

星山 おお、そういう視点に！

木村 思想・良心の自由みたいな大きな概念で闘うのではなくて、「これはパワハラと一緒ではないですか」と言ってみることによって、問題をクリアに表示することができんじゃないかということを提案してるんです。この説は残念ながら、まだまだ学会でも知られていないんですが……。しかし、非常に説得力があると自分では思っています。そういう見解をぜひ知ってほしいという気持ちがあつて、『憲法の急所』には新しく、魅力的な見解をいろいろ盛り込んでいます。

星山 おもしろいですね。いや、どのフレームでその問題を見るかによつて、現象は同じでも全然変わってくるんですね。

木村 そうなんです。例えばスポーツの例が非常に簡単ですが、まったく同じ手でボールを持っているという現象も、サッカーのルールで見たら反則ということになり、バスケットボールのルールで見たら、反則にならない。ですから、新たなものの見方を提案することによつて、より魅力的な社会をつくっていく。それが法学の仕事だと思えます。

星山 いや、おもしろいです！ 視点の柔軟さ次第でここまで変わるとは。

木村 君が代訴訟をみていて、私は国や自治体のやり方は不当だと思うのですが、裁判では、原告にとつて厳しい判断が続いています。こういう不利な判断が出やすい理由の一つには、自ら自分に不利な問題設定をしまつていないか、ということ、私はずつと考えてますね。

海野 それが、思想信条のところですね。

木村 そういう戦い方をすると共感も得られないし、責任ある裁判所が、思想信条であれば命令に反していいという判決は書けないですからね。

海野 でも、原告の信条として、そこで闘いたいということなんですよね、きっと。

木村 もちろんそうです。ただ思想信条の自由だけで行くことに対しては、当然ペナルティがあると思うんですね。合唱祭が嫌だからと、音楽の授業で真面目に練習しなければ、音楽の成績が悪いのかもしれないですよ。

星山 それを覚悟して信念を通すつていうのも、カッコいいな。

木村 そうですね。そこを自覚して、それでもやる。それは一つの立場だと思えます。

もちろん、その前提として、そもそも、それを強制することに十分な理由が必要だし、ペナルティの程度が適切であることも大切です。「気温35度の炎天下で持久走をやれ」なんて不合理な命令には従わなくていいし、合唱をさぼっただけで停学にすれば不当な処分です。君が代問題にしても、そもそも起立・斉唱を強制する必要があるのか、あるいは、命令違反があったとしてどの程度の懲戒を課していいのかなども、まだまだ議論が必要でしょう。そういう中で、戦略的に思想信条の自由だけに偏ってしまう、あるいは盲目的にそれしかないと思ってしまうのは、もの見方が貧困になっていくんじゃないかと思うんですね。

海野 自分の考えとか、信条みたいなものをどう世の中のルールみたいなものとかみ合わせていくかというのが、法律の面から見ても、いろいろやり方があるんですね。

木村 ラインとしては、先ほど言ったように、いじめをやっちゃいけないとか、病気になるぐらいに追い詰めちゃいけないというルールはあるので、そういうラインで戦うべきだったんだろうと思うんですね。

星山 いやあ、めっちゃくちやおもしろいです！

**木村** 法律を学ばれた方でなくても、こういったお話は皆さん、興味を持っていただけているんですよね。法学的なものの見方にも、興味を持っていただける。それで、「なるほど、こういう需要があるのか」と思って書いたのが、三冊の新書なんです。

**海野** 『キヨミズ准教授の法学入門』（星海社新書）と『憲法の創造力』（NHK出版新書）、そして『テレビが伝えない憲法の話』（PHP新書）ですね。

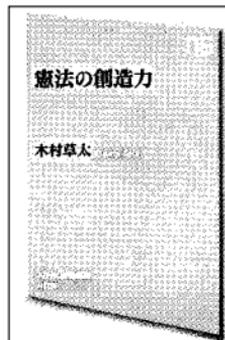
**木村** ええ、どれも、分かりやすく伝えることに重点を置いたもので、一般の方にも楽しく読んでいただける内容かと思います。特に、『キヨミズ准教授の法学入門』は小説形式になっていて、漫画家の石黒正数いしくろまさかずさんのイラストも素敵ですので、オススメです。法律を学ぶというのがどういうことなのかを書いた「法学入門」ですから、法学部って何をやっているんだろう、って思った方にぜひ手に取ってもらいたいです。

**星山** あとの2冊は、どんな内容なんですか？

**木村** どちらも、憲法を理解する上で一番大事にしてほしいことを、一



『テレビが伝えない  
憲法の話』  
木村草太 PHP 研究所



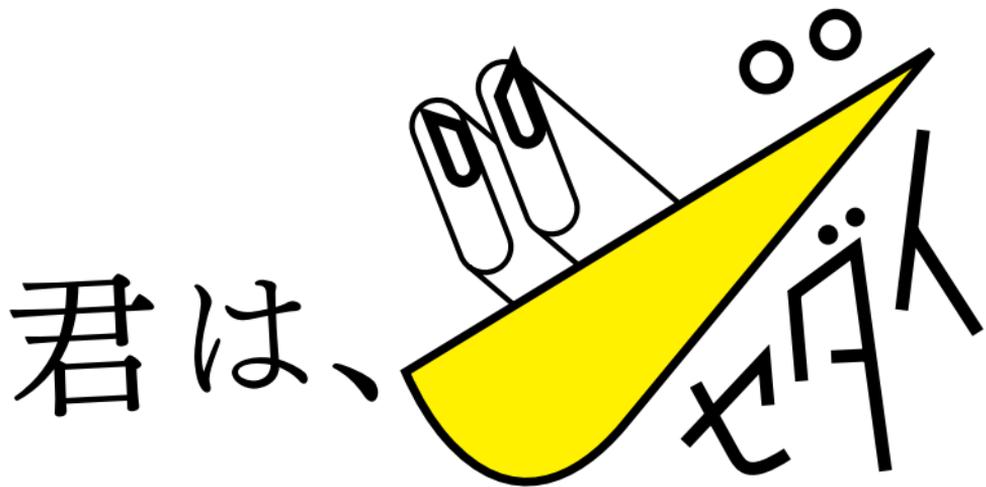
『憲法の創造力』  
木村草太 NHK 出版



『キヨミズ准教授  
の法学入門』  
木村草太 星海社

般の方々に向けて書いた本なんです。『憲法の創造力』は、ニュースでも話題になった具体的な事件を素材に、憲法の保障する人権はどんな権利なのかを掘り下げた本です。専門的に言うなら、人権各論にあたります。人権って抽象的に大事だと言われるばかりで、実感がわかないな、と思う方も多いと思うんです。そこで、人権を大事にするって、具体的にどういうことなのかを伝えたいと思って書きました。『テレビが伝ええない憲法の話』は、憲法は何のために存在するのか、という憲法総論を中心に書いた本ですね。こちらの方が、一般的な憲法入門書に近いと思います。

星山 今日帰ったら、早速読んでみます！



君は、

ジセダイ

何と闘うか？

<http://ji-sedai.jp/>

「ジセダイ」は、20代以下の若者に向けた、**行動機会提案サイト**です。読む→考える→行動する。このサイクルを、困難な時代にあっても前向きに自分の人生を切り開いていこうとする次世代の人間に向けて提供し続けます。

### メインコンテンツ イベント

著者に会える、同世代と話せるイベントを毎月開催中！ 行動機会提案サイトの真骨頂です！

### ニッポンのスタートアップ

3年後に再会することを約束して行う、未来アポ付きスタートアップインタビュー！

### ジセダイジェネレーションズU-25

彼らはどうやって「闘う相手」を見つけたのか。各界の超新星に、その軌跡と未来を聴く。

マーカー部分をクリックして、「ジセダイ」をチェック!!!

# 行動せよ!!!